

# 環境農林水産常任委員会会議録

令和6年7月17日

場 所 第4委員会室



令和6年7月17日(水曜日)

午前10時1分開会

審査・調査事項

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

・森林計画制度の運用による森林の有する多面的機能の発揮について

・本県における路網整備の状況について

出席委員(8人)

委員 長	内田 理 佐
副委員 長	永山 敏 郎
委員	中野 一 則
委員	日高 博 之
委員	佐藤 雅 洋
委員	荒神 稔
委員	工藤 隆 久
委員	脇谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	長 倉 佐知子
環境森林部次長 (総括)	田 代 暢 明
環境森林部次長 (技術担当)	松 井 健太郎
環境森林課長	壺 岐 さおり
再造林推進室長	永 田 誠 朗
環境管理課長	落 合 克 紀
循環社会推進課長	長 友 和 也
自然環境課長	川 畑 昭 一

森林経営課長	松 永 雅 春
山村・木材振興課長	二 見 茂
みやざきスギ 活用推進室長	笹 山 寿 樹
工事検査監	宮 川 美 品
林業技術センター所長	池 田 孝 行
木材利用技術 センター所長	上 野 清 文

事務局職員出席者

議事課主任主事	増 村 竜 史
議事課主任主事	青 野 奈 月

○内田委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会します。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○長倉環境森林部長 環境森林部でございます。よろしく願いいたします。

説明の前に御報告とお礼を申し上げます。6月の定例会で可決いただきました宮崎県再造林

推進条例につきまして、今月2日に公布・施行となりました。

また、委員の皆様におかれましては、猛暑の中、同日に開催いたしました再造林推進決起大会に御出席いただきまして、誠にありがとうございますございました。

今後、この条例をよりどころとしまして、さらなる再造林対策の推進を図ってまいりますので、引き続き、委員の皆様の御意見、御指導のほうよろしくお願いいたします。

資料2ページを御覧ください。

本日の説明事項は、「森林計画制度の運用による森林の有する多面的機能の発揮について」及び「本県における路網整備の状況について」の2件でございます。

詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

**○松永森林経営課長** 初めに、森林計画制度の運用による森林の有する多面的機能の発揮について、説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

(1) 森林の有する多面的機能の発揮に向けた考え方であります。

森林は木材等生産機能や公益的機能を有しており、この森林の有する多面的機能は対価を支払わずに誰もが享受できることから、公共財としての性質を有していますが、県や市町村が施策の対象とする民有林の多くは私有林であり、私有林は私的財であります。

このような中、森林の有する多面的機能を永続的に享受するには、計画的な森林整備が必要となりますが、私的財である私有林を対象に伐採の制限や植栽の強制等を行うことは、財産権に抵触することとなり困難であります。

このため、国、県、市町村では、制限や強制

ではなく、森林計画制度や各種の補助事業等を通じた誘導的な手法により、森林の有する多面的機能の発揮に向けた計画的な森林整備を推進することとしており、森林の状態や誘導の考え方について目標を定めているところであります。

4ページを御覧ください。

(2) 森林の誘導の考え方であります。

上段の囲みにありますように、国は、充実した人工林資源を最大限活用するとともに、公益的機能を持続的に発揮するため、林業経営に適した森林では資源の循環利用を進め、それ以外の条件不利地等では針広混交林化、広葉樹林化を推進していく必要があるとしており、県や市町村も、その方針に沿って、各種施策を進めています。

中段の図を御覧ください。

左側の現状の絵のうち、赤い破線の枠で示しておりますのが、育成単層林でございます。

育成単層林とは、右端の囲みにありますように、一つの樹冠層で構成され、皆伐し、その後再造林するなど人が手を加えることで成り立っている森林で、本県では、杉、ヒノキの人工林などが該当します。

また、左側の現状の絵のうち、青の破線の枠で示しておりますのが育成複層林でございます。

育成複層林とは、複数の樹冠層で構成され、帯状や群状等で伐採し、広葉樹の侵入を促すことなど人が手を加えることで成り立っている森林で、例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする針広混交林や針葉樹と広葉樹が入り交じったモザイク林などが該当します。

さらに、左側の現状の絵のうち、緑の破線の枠で示しておりますのが、天然生林でございます。

天然生林とは、育成単層林や育成複層林以外

の森林のことを言い、綾の照葉樹林のような原生的な森林生態系や希少な生物が生息する森林のほか、旧薪炭林など、手入れがされず、やぶのようになった里山林などが該当します。

左側の現状の図に記載してあるとおり、現在、育成単層林、育成複層林、天然生林の面積は、日本全体でそれぞれ1,010万ヘクタール、110万ヘクタール、1,380万ヘクタールであります。これを右側の図で示す目指す姿——これはおおむね100年後の姿になりますが、それぞれ660万ヘクタール、680万ヘクタール、1,170万ヘクタールとすることが、国が示す森林の誘導の考え方でございます。

具体的には、育成単層林のうち、林地生産力が高く傾斜が緩やかで、車道等からの距離が近い人工林については、育成単層林として維持し続け、林地生産力が低く、傾斜が急で、車道等からの距離が遠い人工林については、育成複層林に誘導することとしています。

また、天然生林について、原生的な森林生態系や希少な生物が生息する森林については、自然の推移に委ね、天然生林として維持し続けるとともに、手入れがなされず、やぶのようになった里山林などは、森林整備により育成複層林に誘導するとしています。

育成単層林と天然生林から育成複層林に誘導した結果、現状で110万ヘクタールの育成複層林は、おおむね100年後には680万ヘクタールまで増加することとなります。

このように、森林の林地生産力の高さ・低さ、傾斜の緩急などの自然的条件や林道等からの距離などの社会的条件を踏まえまして、多様で健全な森林に誘導していくことが、日本の林政の基本的な方針となっています。

5 ページを御覧ください。

(3) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標であります。

先ほど森林の誘導の考え方で御説明しましたとおり、多様な森林がバランスよく存在する、おおむね100年後の「指向する森林の状態」に向け、国は望ましい森林の整備・保全が行われた場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の状態を目標として設定しており、具体的な面積は上段の表にお示しするのとおりであります。

そして、この目標は、国内の44の広域流域に配分され、本県における目標も、下段の表のとおり、設定されております。

6 ページを御覧ください。

(4) 森林計画制度の体系であります。

20年後の目標など森林の誘導に向けた考え方等については、森林計画制度を通じて、県、市町村、森林所有者等が策定する計画へ反映されるよう体系化されています。

政府が策定します森林・林業基本計画においては、先ほど説明しました森林の有する多面的機能の発揮に関する目標などが定められており、これに即して、農林水産大臣が、国の森林関連政策の方向・目標を定めた全国森林計画を、知事がこれに即して指向する森林の状態に向けた流域ごとの管理方針などを定めた地域森林計画を策定しています。

市町村では、これに適合して市町村森林整備計画を策定し、指向する森林の状態に向けた市町村単位でのゾーニングを行っています。

ゾーニングとは、この後説明しますが、森林の区画ごとに重視する機能を割り振り、将来像と管理方針を示すものであります。

そして、森林所有者は、森林経営計画を策定し、市町村森林整備計画に適合した伐採・造林等の施業を計画的に行うこととなっています。

7ページを御覧ください。

(5) ゾーニングの考え方であります。

まず、中ほどの公益的機能別施業森林ですが、特に公益的機能の高度発揮が求められている水源涵養、山地災害防止・土壌保全機能などの維持増進を図るため、森林施業を積極的かつ計画的に実施することが適切と見込まれる森林の区域を設定し、施業方法を定め、その機能や役割に応じて適切な森林管理を進めています。

具体的には、中ほどの水色の水源涵養機能維持増進森林は、対象森林の設定基準を水源涵養保安林や干害防備保安林などとしています。

施業方法は、皆伐できますが、伐期の延長及び伐採面積の縮小・分散化を図り、伐採に伴う裸地化の影響を軽減するため、主伐林齢は標準伐期齢プラス10年、伐採面積は20ヘクタール未満としております。なお、杉では、標準伐期齢が35年生ですので、45年生未満では伐採しないように指導をしています。

また、その下の桃色の山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林は、対象森林の設定基準を土砂流出防備保安林、山地災害危険地区などとしています。

施業方法は、長伐期施業、または複層林施業のいずれかを選択するとしており、長伐期施業では皆伐できますが、同じく伐採に伴う裸地化の影響を軽減するため、主伐林齢は標準伐期齢の2倍、伐採面積は20ヘクタール未満としております。なお、杉では70年生未満では伐採しないよう指導をしております。

なお、造林につきましては、全ての森林において、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、人工造林または天然更新により、的確な更新を図るものとされています。また、特に公益的機能の発揮が要請

される森林につきましては、保安林に指定し、伐採の制限や植栽の義務化を図り、適切な管理を推進することとしています。

次に、上段の木材等生産機能森林ですが、対象森林の設定基準を林地生産力の高さ・低さ、傾斜の緩急などの自然的条件、集落や林道等からの距離などの社会的条件を勘案して効率的な森林施業が可能な区域としています。

施業方法は、標準伐期齢以上で皆伐できるなど多様な伐期と、伐採後の再造林・保育を計画的に行うことを推進し、森林資源の循環利用を進めることとしています。

なお、木材等生産機能森林にあっても、公益的機能の発揮が求められる森林につきましては、公益的機能別施業森林との重複指定も可能となっております。

8ページを御覧ください。

(6) ゾーニングのイメージであります。

図の水色で示された区域は、水源涵養機能維持増進森林の区域であり、伐採を10年延長する森林としてプラス10という文字が表示されています。

桃色で示された区域が、山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林であり、左上の桃色の区域では、長伐期施業を推進すべき森林として、長という文字が表示されています。

太い赤線で囲んでいる区域が、木材等生産機能森林ではありますが、そのうち右上の赤の囲みの区域では、その内側に水色の区域が含まれておりますので、水源涵養機能維持増進森林との重複指定を示しております。

9ページを御覧ください。

(7) ゾーニングに基づく施業計画及びその実行支援であります。

森林経営計画は、森林所有者自らが経営を行

う森林を対象に、必要な森林施業を計画するものであり、先ほどのゾーニングに基づき計画されています。

例えば、この表の一番上の行の森林は、面積が0.11ヘクタール、林種は育成単層林、樹種は杉、林齢は62年生で、左側の赤のゾーニングは木材等生産機能森林、施業種は皆伐というふうに表示されています。

そして、右側の分の計画ですが、令和2年に主伐・皆伐を行い、令和3年に杉を植栽するようになっており、木材等生産機能森林の施業方法に基づき策定されております。

このゾーニングに基づいた施業計画を推進するため、国や県、市町村では、様々な支援策を設けております。

①の森林整備事業では、計画に基づき育成単層林に向けた植栽や保育、また育成複層林に向けた間伐や更新伐、また天然生林に向けた植栽や更新伐などの森林整備を実施する者に対して、国と県で合わせて68%の補助金を交付しています。

なお、今年度からグリーン成長プロジェクトにおいて、県と市町村が連携してかさ上げを行い、再生林の補助率を90%に引き上げることとしております。

また、②の森林計画特別控除では、計画に基づき山林を伐採、譲渡した場合、所得税や相続税の控除を受けることができるようになっており、このほかにも、森林経営管理制度、森林環境譲与税の活用や保安林整備事業等により必要な森林整備が行われるようになっております。

県では引き続き、森林の有する多面的な機能を発揮できるよう森林計画制度等を運用することで、多様で健全な森林づくりに取り組んでまいります。

10ページを御覧ください。

次に、本県における路網整備の状況について説明いたします。

初めに、(1)路網整備の推進についてであります。11ページの写真と併せて御覧ください。

持続的な林業経営を実現するためには、効率的な森林の整備や森林資源の有効活用を図るとともに、山村地域の生活環境等を改善する必要があることから、県では、11ページの図のとおり、林道・林業専用道・森林作業道を効果的に連絡させ、低コスト林業と山村地域の発展に寄与する森林路網ネットワークの整備を推進しています。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により災害に強い路網整備に取り組んでいるところであります。

具体的には、①のとおり、効率的な木材搬出のため、大型車両が伐採現場までアクセスできるよう、セミトレーラー等の大型車両が通行できる幅員や縦断勾配、線形により開設、改良及び舗装に取り組んでいます。

また、②のとおり、河川や溪流の影響を受けにくい線形で計画するとともに、排水施設の適切な設置により、強靱な路網整備に取り組むことで、被災時、国県道等の迂回路として使える災害に強い林道整備を推進しております。

さらに、森林作業道においても、地形や地質に配慮し、強固なものとなるよう整備を進めております。

12ページを御覧ください。

(2)林内路網の状況であります。

本県では、これまで、積極的に林内路網整備を進めてきた結果、令和4年度末の累計延長は、緑色の林道が2,672キロメートル、茶色の作業道が8,325キロメートルとなっており、国県道・市

町村道等の公道を含めた、林内路網密度は39.1メートルパーヘクタールで、全国平均の26.8メートルパーヘクタールを大きく上回っており、森林施業の効率化に大きく寄与しているものと考えております。

13ページを御覧ください。

流域別の林内路網密度の状況ですが、全ての流域で全国平均を上回っており、特に、耳川流域が45.8メートルパーヘクタールと最も高くなっています。

林内路網は、効率的な森林整備や木材生産を図りますとともに、山村地域の生活道として重要な役割を果たしますことから、今後とも、効率的で災害に強い路網の整備を推進してまいります。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんか。

○佐藤委員 資料10～11ページの路網整備の状況について確認です。

①の効率的な木材輸送を目指した林道整備というところで、セミトレーラー等と記載されていますが、セミトレーラーというのは、後ろが12～13メートルぐらいと相当長く、内輪差がありますけれども、そういう車両が通れるような道路ということですか。フルトレーラーで、前が通れば後ろも通るといような道路なら分かりますが、セミトレーラーが入っていくと変わったら相当広い道になりますけれども、これは間違いではないということでしょうか。

○松永森林経営課長 林道の開設に当たりましては、国が定める林道規程というものに準拠して策定するようになっております。国の基準によりますと、セミトレーラーは長さが16.5メートル、幅は2.5メートルなどとなっております、そのような20トン積み程度のトレーラーが通れ

るように縦断勾配を緩やかにしたり、狭いところがあれば、そこを拡幅したり、カーブを緩やかにしたり、そういったことをするようにしております。

○佐藤委員 長さが16.5メートルと定めているのであれば、セミトレーラーで間違いはないですね。分かりました。

○荒神委員 保安林についてお尋ねしたいんですが、この保安林というのは、その家屋に住んでいる方にはどのように周知をされているのでしょうか。先祖代々という大げさですけども、以前から保安林になっているということを知りながらそこに住んでいる子供たちがいるわけですが、それを知らない人もいたりするわけで、その保安林の目的、定義、その辺をまず教えていただきたいと思っております。

○川畑自然環境課長 保安林の周知について、一番分かりやすいのは、保安林の指定をした地域には黄色い看板をつけております。まず、これが1点ございます。

それから、いろんな図面を作成してまして、広報しておりますし、いろんな林業の座談会や説明会等でも、保安林の機能等について説明をしているところでございます。

それから、登記事務所に行かれますと、その樹木が保安林であれば、保安林と書いてございますので、そちらで確認することもできます。

保安林の目的等について、保安林に指定されますと一定の制限がかかります。水源の涵養でありましたり、土砂の流出防止でありましたり、制限をかけることによりまして、そういった森林の機能を発揮させることを目的として指定をしているところでございます。

県としましては、保安林指定を進めながら、森林保全を図っていくこととしているところで

ございます。

**○荒神委員** その説明会というのが、どれぐらいの周期で実施されているのかは分かりませんが、先祖代々から受け継いだ土地に家を建てて住んで、そして、親の遺言のような感じで、「無断では切ってはならない」とか、「届出をするんだ」と言われてきたときに、台風等の災害で、木に支障を来したり、倒れたりして、自分で片づけをしなければいけないというような状況があります。どれが指定された保安林で、許可をもらわなければならないのか、倒れたら自分で処理しなければならないのかというのが、よく分からないという相談があったものですから、それに対して私たちはどのような説明をすればいいんでしょうか。

**○川畑自然環境課長** 保安林につきましては、伐採等の制限がかかっておりまして、伐採を行う場合には、県へ許可申請や届出をする必要がございます。

届出等の仕組みにつきましては、県のホームページ等で紹介しているところでございます。

また、伐採するときには、出先事務所等に保安林の位置の確認を行っていただいたり、その際に手続等を説明して、適切に伐採等が行えるよう指導しているところでございます。

**○荒神委員** 適切に説明し、そのようにされたということですが、適切であったら私たちの耳にはそういう声は届かないわけです。保安林を守るためには水源の問題など、いろんな問題があるということは住んでいらっしゃる方は承知されているわけです。だから、必要なときには届出をしますが、予期しない災害等で、自分で片づけをして自分でどうこうしなければいけないというのが、保安林として指定されたことは何だったんだろうと思います。例えば、この片

づけの作業への支援策なりがあるべきだと思うんですけども、正確な指導、また、保安林としての理解を求める内容が少し分からないので、再度お聞きします。

**○川畑自然環境課長** 保安林自体が被害に遭った場合について、一応管理は森林所有者等をお願いしておりますけれども、山地災害等がありましたら、国や県の事業で復旧することは可能だと考えております。そのため、そのような場合には、県、出先機関等に相談をしていただければと思っております。

それから、保安林に指定されますと、一応優遇措置としまして固定資産税の免除等がございますので、そういったものを拡充しながら、保安林の指定を進めていきたいと思っております。

**○荒神委員** 保安林に指定する以上、保安林に隣接する家屋からの十分な信頼の下で進めなければ、今後人口が減少していく中で、なおさらそういうものが放置されてくると思っております。そういった意見があるということをご気にとどめていただければと思っております。

**○佐藤委員** 保安林にて土砂崩壊とかが起きた場合は、保安林の持ち主が自分でやらないといけないと言われたと思います。昨日、森林組合の座談会に出席してきまして、「業者が山で木を切る際に、土砂崩壊が起きないように、地域の方の意見も聞きながらぐるっと回して道を造ったので、そのときは何もなかった。その後、再生林の業者——国の森林整備センターの仕事をしている業者が来て、再生林のため縦横無尽に道を造ったが、水の流れが変わり、その山は大雨が来たら、地域の用水路や、植林したところも含め、崩壊した」ということ、そしてそれが数年前のことだということをお聞きしました。

それはどこも責任は取らなかったのかと尋ね

ました。普通に考えたら、その作業道をむやみやたらに作って植えるだけ植えたのが悪いんじゃないかという旨を業者に言ったところ、「いやいや、国から道はどんどん作ってくれと言われてやったんですよ。うちに責任はありません。」とその業者の専務の方が言われたとのことでしたが、その方はもう退職しているということでした。そのように、地域の人が泣き寝入りするようではいけないから、少し調べますよと言ったんですけれども、そういう事案が結構あると思うんです。

少し話が逸れるかもしれませんが、先ほどの話に関連してこういったことがあったので、またいろいろと調査をして教えてもらいたいと思います。

今回の事案は、日之影町の大人地区、追川地区の山で起きたというのは、県は把握されていますか。

**○川畑自然環境課長** 今、委員から指摘のあった件は、私のほうで把握しておりません。

先ほどの保安林の管理の話なんですけれども、崩壊等があった場合、所有者が全て責任を持つ、事故処理をするという意味ではございません。

保安林の通常の施業——間伐であったり、そういったものを所有者がやるべきだという話をしたところでございます。

もし、災害等ありましたら、それが国、県の事業なりで採択になるとは限りませんが、採択になるものであれば、県の治山事業等による復旧をしていきたいと考えております。

**○佐藤委員** 話を聞くと、その崩壊によって植林も途中で終わり、そのままだということで非常に哀れです。地域の人たちは、用水路とかの復旧を自分たちの手でやったというようなことです。ですから、またいろいろ調べようと思いますが、

個人的には、その植林業者や、その上の森林整備センターに問題があると思います。そのままではよかったのかというのを確認したいなと思っているもので話をさせていただきました。

**○日高委員** 森林の多面的機能の発揮について説明してもらったんですけれども、資料では公益的機能と経済的機能と分けて記載していますが、実質、公益的機能というのは全体にあって、その中に経済的機能があるというのが私の感覚です。山は国の宝ということで、地球温暖化対策だとか全体的保全としてこの公益的機能があって、その中の経済的機能だと思うんですけれども、位置づけがやはり少し違うのかなと思います。その辺について、環境森林部の考え方を教えてください。

**○松永森林経営課長** 資料7ページですが、この赤の囲みの木材等生産機能森林と下の公益的機能別施業森林は、一番左側にありますように、重複指定が可能となっております。これは委員がおっしゃいますとおり、森林というのは、公益的機能を発揮しますので、それが前提にありまして、そういったところでも、木材等生産機能が高いところにつきましては、木材等生産機能森林として位置づけているところでございます。

分けているということではなくて、木材等生産機能もありながら、公益的機能も発揮するというので整理して整備を進めているところでございます。

**○日高委員** 重複指定可能と書いているから、そうなんです。

再造林推進条例について、再造林率日本一を目標にしている考え方がどうかと思います。再造林率日本一ということは手段だと思うんですけれども、皆さんはそれを目的、目標としてい

ます。だから、本当にこれでいいのかなと正直思っているんです。

○松永森林経営課長 再造林推進条例では、適地適木を旨としまして、林業採算性の高いところについては再造林を推進して、循環型林業を進め、それ以外につきましては、公益的機能の発揮を高めるために、針広混交林化や広葉樹化を進めることを示しております。

このゾーニングにつきましても、同じように赤色の部分が採算性の高いところと、それ以外がその下の公益的機能別施業森林となっておりまして、プロジェクトで目指しております再造林の推進という部分は、この赤色で示している部分が多く切られておりますので、この部分については伐採したら9割以上植えて、循環型林業を進めていきたいということで整理しているところでございます。

○日高委員 それは十分分かってはいますが、将来的に宮崎県の森林をしっかりと残していつ、次世代へつなげていくという一つの方針というか指針というか、そこをしっかりと示していただいてからやってもらわないと、条例までつくって、いきなり再造林率日本一とぽっと言われても、ここが到達点だという感覚でしか正直ないんです。

それと、先ほどからの山地災害について、耳川周辺で山地災害があります。森林は伐採と植林をします。そしたら、台風とかが起こると崩れるんです。土砂災害で道路にぽっと出てきたり、崩壊した木が河川になだれ込むんです。それが、河川にたまって海へ行くという悪循環となっています。

そういった中で、耳川や小丸川では、九州電力のダムと、企業局のダムもあるんですけれども、ダムに土砂がずっと堆積しています。だから、

そういった堆積した土砂をどうするのかというところを企業局と環境森林部にやってもらわないと厳しいと思っています。

堆積土砂がたまるとダムの水位が上がり、もう満水になりますよというところで、渡川のほうのダムが放流します。

だから、環境森林部につきましては、その堆積、土砂対策、もっと言えば濁水対策をしっかりとやってもらわないといけないと思うんですけれども、その辺の考え方はどうなのかお伺いします。

○松永森林経営課長 伐採跡地とか不適切な集材路の開設等によって、森林から土砂が流れ出るということもあるということは認識しております。県としましては、土砂の流出を防ぐために、林地の保全に配慮して伐採をすとか、集材路を開設するとかいうことをまとめた伐採搬出・再造林ガイドラインというのを作成しております。これを県内の全ての伐採業者にリーフレットを作成して配布しますとともに、去年も年3回、県北、県南、県央で研修会を開催し、200名ほどの会社が出席しまして、その周知を図っているところであります。

また、市町村と連携しまして、市町村が伐採届出を受理する際、また、県の出先機関が市町村や警察と一緒に伐採現場パトロールを行っているんですけれども、その際にマニュアルを遵守するよう伐採業者に指導しているところです。

今年度から、各地域に再造林推進ネットワークを設けて再造林を推進することになりますが、ネットワークに入っている会社にも、このマニュアルをしっかりと遵守するよう、これから指導していくなどして、山から土砂が流れないように努めていきたいと考えております。

○日高委員 例えば自分で山を持っていたら、

伐採はするけれども、植えることに関しては何もないし、その裏づけもありません。

台風の後には海岸に行くと、いつも木材や瓦礫が山のようにたまっているんです。ダムにはもっとたまっています。ダムの対策をどうするかというところを、また考えてもらわないといけません。そうならないような対策として、周知徹底をすると言われましたが、もう既にたまっているんです。その対策については環境森林部の責務は大きいと思います。だから、企業局や県土整備部と横の連携でうまく話さないといけない、環境森林部がしっかりとやらないといけないと思います。その辺についての考え方だけ少しお伺いします。

**○松永森林経営課長** 委員がおっしゃいますとおり、災害時にダムに流れ出た土砂がたまっていて、濁水が長期化するなどの問題があるということは認識しておりまして、例えば、耳川流域とか一ツ瀬川流域では、県、市町村、土木でその対策を検討する委員会を設けて一緒になって進めているところです。

今後、企業局等と協議を進めまして、ダムに土砂がたまらないような取組を一緒に進めていきたいと考えております。

**○日高委員** 環境森林部として、主体的にこの辺の課題解決をやっていかないと、山地も崩壊するし、人災の問題も出てきますので、そういうものをしっかりやっていただきたいと思います。要望です。

**○中野委員** 資料5ページについてお尋ねします。

(3)のこの面積は全国面積で、その下のほうは、本県(大淀川広域流域)の目標とする森林の状態と書いてあるんですが、これは、宮崎県の全体の面積なんですか、それとも大淀川

水系だけの面積なんですか。

**○松永森林経営課長** 全国に44の広域流域がありまして、地域によっては、県をまたがったり、もしくは北海道では面積が大きくて5つか6つぐらい広域流域があるんですけれども、本県の場合は、宮崎県で1つの広域流域になっています。下の表に表しているのは、本県の部分になりまして、面積が58.6万ヘクタールとありますが、これは、本県の国有林とか民有林全てを含む森林の面積が約59万ヘクタールでして、その59万ヘクタールのうち、育成単層林が約33万ヘクタールということとなっております。

**○中野委員** 分かりました。それで、この本県の欄では20年後の数字が出ていますが、全国では概ね100年後の数字が書いてあります。宮崎県は、この育成単層林だけでもいいんですが、どういう面積なんですか。

**○松永森林経営課長** 国では100年後の目標を示しているところですけども、配分した面積というのは20年後の部分しか示しておりませんので、100年後というのは示しておりません。本県で示しているのは、この20年後はこうしたいという面積が示されていることとなっております。

**○中野委員** 100年後の宮崎県の面積は分からないわけですね。全国面積が、この育成単層林だけを見ると、6割強で、いわゆる4割近くが少なくなっているわけです。その比率でいけば、かなり低くなると思うんですが、さっき経済的な面から公益的な面、いろいろ説明がありましたから、こういう方向にならざるを得ないと思っています。林業——林家について、非常に生活、経営が苦しいですが、木は少々高くなっても赤字であり、我々もその僅かな面積を売るけれども、切って売るときには、ただのようなものです。

それで、今の面積で経営が苦しいのに、面積がうんと少なくなれば、その林家、経営体がどのくらい残るものだろうかと、そう思うんです。

この育成単層林というのは、本来、杉、ヒノキを植えて山で生活をする職人だと思っただけですが、その総面積が少なくなれば、そこで生活する人、働く人というのは、少なくなるはずですよ。育成複層林というのが増える形となって、帯状に植林するというのは、こんなことは絵に描いた餅で、できるはずがないと思っただけです。自然林に戻るのがもう関の山で、杉、ヒノキを植えていく、そういうのはあまりうまくいかないのではないかと思います。そう見ると、育成単層林の面積がうんと少なくなるんです。

地域経済の影響も含めて、林家の人たちがどのくらい経営体として残るものだろうかなど。木は50年以上たたないと物にならず、20年後では何も影響はないですから、50年先、100年先の数値は出してもらわないと、こういう割合のものがいいのかどうかという判断にはならないと思っただけです。

国の数字でいくと、4割弱は面積が減るわけですので、そういったときの地域——いわゆる山間地域を担う林業ですので、その林業というのが、どのような経営体になるものだろうかと、いうことを想定されてやっておられるのか、その辺のことをお尋ねしたいと思っただけです。

○松永森林経営課長 資料5ページの国の表を見てもらいますと、育成単層林が1,010万ヘクタールから660万ヘクタールということで、委員がおっしゃるとおり4割が減っています。

これに対して、本県の育成単層林の減る割合というのは、国の減る割合に比べて少ない割合となっています。これは、国の育成単層林の現状が、昭和40年代に拡大造林で植えたものの、

道が入っていないとかいうことで、育成単層林は維持することは難しく、また、採算が合わないので、国の計画では、育成単層林を大幅に減らすという計画になっています。

一方、本県の場合は、この後説明しますが、路網密度が全国第7位で高い路網密度があり、高性能林業機械もたくさん導入しており、また、担い手も全国と比べてたくさんいることから、育成単層林を維持できるような地形とか体制が整っています。そのため、本県の場合は、育成単層林は、ほぼ今のまま踏襲していくこととしています。

ただ、その中でもやっぱり尾根筋とか、採算性が低いところがあるので、その減った分というのを育成複層林のほうに誘導していくということになっております。

育成複層林というのは、委員がおっしゃいましたように、杉を切って広葉樹を植えるというのは、将来の収入が増えませんが、なかなか進みづらい現状となっています。ですから、本県としましては、せつかく整備されて、道もきちんと入ったこの山を生かして、今、14万人ほどの森林所有者がいますけれども、そういった方たちの将来の収益が上がるように整備を進めていきたいと考えております。

ただ、一方で、所有者の高齢化とか、経営意欲を失っている方も多いですので、今後はそういった方たちの土地を集積、集約化して、経営意欲のある林業事業体に管理してもらおう、そういったことも今後進めていく必要があると考えております。

○中野委員 分かりました。本県の育成単層林は、国の面積減みたいには、あまり減らないということですね。

資料3ページの公益的機能について、生物多

様性保全ありますが、具体的にはどういうこと  
なんですか。

○松永森林経営課長 森林には、この公益的機能の欄にありますように、根を張って国土を保全する機能とか、水を蓄える機能などがありますけれども、生物多様性保全機能というのは、森林は動植物が生息する環境でもありますので、そのような動植物が生息できるように機能している森林ということでもあります。

○中野委員 先ほどの資料7ページの説明で、育成単層林の面積はあまり変わらないという話でしたが、宮崎県は公益的機能の面については、今のこの状態で果たされていると理解すればいいんですか。

○松永森林経営課長 資料7ページでいいますと、県においては、この水源涵養機能、山地災害防止機能、快適環境形成機能、保健文化機能の対象森林を真ん中ほどの囲みの中に示しているところがございます。市町村においては、この基準に沿って、それぞれの市町村の判断でゾーニングをしているところがございます。

県としましては、森林というのは、公益的機能を発揮する部分がほとんどですので、できればたくさんゾーニングをしていただいて、適切な管理をしていただきたいと思います。

そのためにも、保安林の指定をすることによって、適切な管理が推進されますので、保安林の指定を進めていって、このような公益的機能の面積を増やしていきたいと考えております。

○中野委員 なぜこういう質問をしたかという  
と、我々は鳥獣害で非常に悩まされて、その対策もされておりますよね。鳥獣害の被害を緩和するという意味からも、自然林を残さないといけないというのが今までであったように思うんです。その辺の解決策は、この資料5ページのこ

ういう割合で宮崎県は解決するという  
ことになるんですか。

○松永森林経営課長 鳥獣害対策につきましては、資料7ページの表でいきますと、一番下の保健文化機能維持増進森林の中の、希少動物の生息地等で指定していただきたいと思っています。こちらに指定していただいて、山の中に実がなる木があれば、そこを野生鳥獣のすみかとしてももらって、里山に出でこないようなことも進めるということが、このゾーニングの考え方です。これとは別に、鳥獣害対策につきましては、森林整備事業の中でも、防護柵の設置であるとか、狩猟者の育成であるとか、そういったことを農政水産部とも一体になって進めておりますので、そのような対策も含めまして進めていきたいと考えております。

○中野委員 この計画を立てて、経済的な機能、公益的な機能、それぞれを勘案してやらないと、林業も成り立たないんだらうと思います。植えた苗がすぐ食害に遭ったり——以前、代表質問か一般質問で佐藤委員が、植林は、植えた本数ではなく、育った本数はどうかという観点から何か質問されたような記憶があるんですが、そのとおりだと思うんです。林業は植えてなんぼのものですから、山の在り方について、公益的機能の分をどのくらいしないといけない云々というのを、現状と比較して、現にそういう鳥獣害の被害があるわけですから、ただ防護柵を設置するだけではなくて、何か自然の中でうまくいくような、里山の在り方も含めて、いろいろと研究して進めていかないと、画餅に帰すようなことがあってはならないと思うんです。

私は、山は放っておいても自然に戻ると  
思うんです。この南九州の山は7300年かか  
って今の現状ができたんです。これを僅か50～60年前か

ら壊して、針葉樹林を中心にした、今の杉、ヒノキの山に変えたんですから、これは100年を見通している話だけれども、放っとけば、数千年単位で見たらやはり自然に戻るんです。あまり話が飛躍するといけません、せめて山ですから、100年単位ではどうだという試案の基にこの計画もして、できれば山村が崩壊しないように、林業経営体が残るような面積の在り方、そして、その場合のいろんな対策の在り方というものをやってほしいなと思います。要望です。

○内田委員長 他にないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって、環境森林部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

---

午前10時58分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって、本日の委員会を閉会いたします。

午前10時58分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 内 田 理 佐

